

船舶事故調査報告書

平成23年1月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年7月20日 16時40分ごろ
発生場所	山口県下関市角島 ^{つの} 北西方沖 角島灯台から真方位319°28.4海里 (M) 付近 (概位 北緯34°42.5′ 東経130°28.2′)
事故調査の経過	平成22年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三十一 ^{げんぶく} 源福丸、80トン 132614、東洋漁業株式会社 37.77m×7.10m×2.80m、鋼 ディーゼル機関、669kW、平成3年1月 B 漁船 ^{すず} 鈴丸、19トン NS2-15768（漁船登録番号）、個人所有 19.52m (Lr) × 4.21m × 1.59m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成8年1月23日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 45歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和63年7月28日 免状交付年月日 平成20年2月25日 免状有効期間満了日 平成25年7月27日 B 船長B 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月30日 免許証交付日 平成20年4月10日 (平成26年3月29日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央部外板にき裂を伴う凹損等 B 左舷船首部に破口等
事故の経過	A船は、船長Aほか21人が乗り組み、角島北西方沖において、機関を停止して船首を南南西方に向け、僚船4隻とともに錨泊中、自室で休息していた船長Aは、平成22年7月20日16時40分ごろ衝撃を感じて昇橋すると、A船の左舷外板とB船の船首部とが衝突していた。 B船は、船長Bほか3人が乗り組み、漁場に向けて約10ノットの速力（対地速力）で、自動操舵により北西進中、単独で操船に当たっていた船

	<p>長Bが、どこで操業しようかと、操舵室後部で海図を見るなどしながら操船していた。</p> <p>船長Bは、衝突時、船尾方を向いて海図を見ていて、前路で錨泊中のA船に気付かずに航行し、両船が衝突した。</p> <p>両船は、修理のため、それぞれ自力で造船所に向かった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 快晴、風向 北北西、風速 約1～2m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	<p>事故当時、A船の船橋には、無線部の当直が配置されていたが、事故発生までB船の接近に気付かなかった。また、レーダー（24Mレンジ）は作動していたが、ガードリング（他船などの映像が一定の距離に接近したときに警報を発するよう設定した距離環）は設定していなかった。</p> <p>A船は、事故当時、錨泊中を示す黒色球形形象物を掲げていなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、角島北西方沖において錨泊中、接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、自動操舵で北西進中、単独で操船に当たっていた船長Bが、後方を向き海図を見ていて、見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、角島北西方沖において、A船が錨泊中、B船が北西進中、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	